

四日市市総合教育会議の設置に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、四日市市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（協議・調整事項）

第2条 会議は、大綱（法第1条の3第1項に規定する大綱をいう。）の策定及び次の各号に掲げる事項に関する協議並びにこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき施策

（構成）

第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（招集）

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的内容を示して、会議の招集を求めることができる。

（意見聴取）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（調整結果の尊重）

第6条 会議において、事務の調整を行った事項については、構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（公開）

第7条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

（議事録）

第 8 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員が確認のうえ、前条ただし書きの規定に基づき公開しなかった部分を除いて、市長が別に定める方法により行う。

(庶務)

第 9 条 会議の庶務は、政策推進部において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。